

2020年度事業計画

事業方針

1. 専門的能力の向上と業務領域の拡大

社会の動向や法令の改正、また会員の要望等を踏まえ、適切な研修会を開催する。
新しい業務領域確保に向け、積極的な情報収集と迅速な対応をとる。

地方公共団体との災害協定締結を推進し、更なる連携を図る。

空家等対策、所有者不明土地問題について、法務局をはじめ関係諸団体と連携を図り対応する。

2. 「土地家屋調査士」の認知度向上

関係諸団体、国・県・市各議員等との協議会・勉強会を開催し、土地家屋調査士制度の更なる理解を図る。

他士業団体との交流を積極的に行い、専門資格者に対し「境界の専門家」としての土地家屋調査士をアピールする。

中学・高校での出前講座および大学での講座開設を拡充し、学生や学校関係者に職業の選択肢として「土地家屋調査士」を意識づける。

新たな広報ツール・媒体等を研究し、効果的な広報活動を行う。

3. 会員の帰属意識の高揚と支部活動の活性化

各支部の研修・懇親等の活動を積極的にサポートする。

研修会を他会場にライブ配信するなど、出席しやすい環境を提供する。

本会と支部とが共有認識を持てるよう、お互いの役員交流に便宜を図る。

4. 制度制定70周年記念事業の推進

今年度は土地家屋調査士制度制定70周年にあたるため、記念事業を計画及び推進し、対外部広報として大々的に行うとともに、その活動を通じ会員間の結束を図る。

5. その他

政治連盟・公嘱協会・青年調査士会との連携を強め、情報の共有を図る。

総務部

1. 法令と会則に則った会の運営、会員の職能向上に資するための取組み
 - (1) 会の運営において、法令と会則で定められている事項の遵守を図る。
 - (2) 国家資格者・士業者として資質向上、とりわけ倫理意識の高揚を図る。
 - (3) 苦情案件への迅速かつ適切な対応と会員指導を行う。
 - (4) 綱紀事案処理マニュアルに基づいて綱紀事案、注意勧告事案への対応に当たる。
 - (5) 業務と研修に資する情報を迅速に提供する。
 - (6) 入会希望者の面接等による新会員へのフォローを行う。

2. 地方公共団体との大規模災害に関する協定

3. 土地家屋調査士法等の違反事実の実態調査（第39条の2の規定による調査）

4. 法務局、司法書士会との協議
 - 二者協議会（司法書士会、土地家屋調査士会）（法務局、土地家屋調査士会）
 - 三者協議会（法務局、司法書士会、土地家屋調査士会）

5. オンライン申請の促進
 - 調査士報告方式の導入を契機に一層のオンライン申請の普及拡大に努める。
 - 研修活動において、倫理意識の徹底を重視する。

6. 土地家屋調査士賠償責任保険について損保会社と定期的に連絡を行う。

7. 諸規程について、内容の更新・見直しを順次行う。

8. 綱紀委員を対象とした連合会主催の研修に関し、役員の派遣等調整を行う。

9. その他（会の組織運営）
 - (1) 会務のIT化により仕事の効率化及び労力・経費の削減を図る。
 - (2) 個人情報保護法に則った会の運営の見直しと改善を行う。
 - (3) 大規模災害時における災害時の事務局機能の維持、会員被災状況の迅速な把握等の危機管理の指針を定める。
 - (4) 事務局職員の職能向上と本会・事務局との連携を強める。

財 務 部

1. 本会会計の管理
2. 会館・備品の管理
3. 厚生事業の実施
 - (1) 親睦事業の開催
 - (2) 同好会への補助（ゴルフ、釣り、ツーリング、野球）
 - (3) 自由業団体連絡協議会ゴルフ大会、連合会ゴルフ大会参加者への補助
 - (4) その他厚生事業の推進
4. 国民年金基金の加入促進
5. 職員の昇給・賞与の検討
 - (1) 職員の昇給・夏季賞与の決定（第2回理事会にて決議）
 - (2) 職員の冬季賞与の決定（第3回理事会にて決議）
6. 旅費規程の改正

業 務 部

1. 制度対策関係

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法への対応

空家等対策の推進に関する特別措置法への対応は事実上動いていないため、空家等委員会の立ち位置を含めて再考する。

(2) 所有者不明土地問題への対応

他土業等の実務担当者との協議会開催予定

所有者不明探索員勉強会の開催予定

(3) その他の法改正等への対応

2. 会員業務関係

(1) 岡山市における官民境界立会業務の問題点の解消に向けて対応

(2) 境界確定手続きの手引きの更新の対応

(3) 調査士カルテ Map の周知活動等

(4) 調査測量実施要領改正への対応

(5) その他の業務に関する事項への対応

3. 公嘱協会及び地図整備関係

(1) 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言等についての対応

公嘱協会との協議会開催

(2) 地図整備に関する情報収集等

4. 筆界特定制度関係

(1) 境界問題合同相談会 [通常年間3回(5月・8月・11月)開催予定]

※5月開催は新型コロナウイルスの影響で延期決定

(2) 連絡協議会等による連携を継続

ADRセンター活用の案内作成

(3) 筆界特定室・境界問題相談センター岡山合同研修会開催予定

5. その他

(1) 岡山大学インターンシップ実施(8月～9月を予定)の連絡・調整

研 修 部

1. 岡山会新会員研修会

5名以上の参加者が見込める場合は開催する。

日時等は、日本土地家屋調査士会連合会主催の新人研修の開催日（12月21日～23日）以降。

場所 調査士会館

2. 研修会

第1回 9月頃を予定

第2回 11月頃を予定

第3回 2月頃を予定

※ 新型コロナウイルスの影響により、大会場に集まっての開催が困難な場合は、これに代わるような研修会を模索します。

広 報 部

1. 広報部会

3回開催予定

2. 広報委員会

2回開催予定

3. 岡大講座P T・出前講座P T

必要に応じて開催予定

4. 月報編集委員会

毎月1回開催予定

5. 土地家屋調査士の日に全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催する。

6. 9月に自由業団体連絡協議会「土業連携フォーラム」開催予定

7. デジタルサイネージの活用

引き続き活用方法について、広くアイデアを募集すること等も含めて検討していく。

8. 土地家屋調査士制度70周年記念事業

(1) 岡山城の図面作成

岡山市の協力のもと岡山城の各階平面図・建物図面を作成する。

併せて3Dスキャナーやドローンを活用した測量・撮影も併せてできないか順次担当部課と協議をしていく。

(2) 70周年記念記事の掲載

山陽新聞に著名人と法務局長、川野会長の座談会の記事を掲載する。

記事の作成費と全面の掲載費を合計して概算で250万円程度を見込んでおり、会員には名刺広告への協力をお願いする。一人当たり1万円、100名を目標に募集する。

境界問題相談センター岡山

1. センター業務
センター事務所における相談手続 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)
2. 運営委員会
随時開催
3. 境界問題合同相談会 [年間3回(5月・8月・11月)開催予定]
第28回 日時場所未定
4. 連絡協議会(法務局筆界特定室と合同会議)
第38回 日時場所未定
5. 筆界特定室との合同研修会
日時場所未定

I T 委員会

1. オンライン申請の促進

資格者代理人方式によるオンライン申請が運用開始され、原則的に登記所への登庁を要しない手続きが可能となった。従来の書面申請からオンライン申請への移行が加速することが予想される。この新たな方式を含めたオンライン申請についての情報発信に努めつつ、環境未整備会員へのサポートにも注力してゆく。

2. ホームページの充実

CMSによる情報発信、研修資料アップロードによるホームページの内部利用は定着してきている。既存コンテンツの充実・整理をすすめ、利便性をさらに高めるとともに、今後は外部への情報発信及び広告効果を意識し、存在価値の高いホームページの構築を目指す。

3. 調査士会の I T 化

現行システム（会員管理、会員証等ソフトウェア、共有ファイルスペース設置、会館の無線ラン環境等）の維持管理を図り、調査士会のさらなる I T 化のために必要と思われる新たな基盤整備に関する提言や実施作業を行う。研修会のライブ配信を安定的に行うための環境整備・研究に注力し、さらにこの配信方法を流用した電子会議実施についても研究をすすめる。

境界鑑定委員会

1. これまでの活動の内容を総括し、反省点および将来委員会として研究すべき課題を検討する。
2. 2020年度をもって一旦委員会を休止する。

空家等及び所有者不明土地対策委員会

1. 各自治体の空家等対策協議会等

前年度に引き続き、各委員が所属の協議会に出席して、特に代執行に関する情報を収集するとともに、今後新たに空家等対策協議会を立ち上げる自治体の情報も含め、既に設置済みの自治体の情報も併せて収集し、特に必要と認めるときは会員及び他の自治体への情報発信を行う。

2. 勉強会等

先ずは、昨年度末に予定していた所有者等探索委員のための「戸籍に関する勉強会」を開催し、必要に応じて関係法令等を含めた勉強会を開催する。(状況の推移を見ながら)

3. その他

昨年度に引き続いて「岡山県空家等対策推進協議会」及び「おかやま空家対策研究会」への参加、情報収集を行う。